明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一〇）　一
○農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（同一一）　二
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務六八）　二
○収穫共済の標準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則を定める等の件の一部を改正する件（農林水産五一七）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士登録者、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　六
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第十号

農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）第五条第三項及び第五項の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月九日

農林水産大臣　林　芳正

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条において」を「以下」に改める。

本則に次の一条を加える。

（都道府県知事の行う表示の除去等の内容等の報告）

第二十八条　令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第一号に掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　不正な手段により農産物検査を受けた事実が明らかとなつた受検者の氏名又は名称及び住所

二　当該農産物検査を行つた登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地

三　表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求（以下この項において「表示の除去等」という。）をした年月日

四　表示の除去等に係る農産物の種類

五　表示の除去等の内容

六　その他参考となるべき事項

2　令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第七号に掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行つた農産物の数量

二　受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果

三　その他参考となるべき事項

3　令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第九号から第十二号までに掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　命令又は登録の取消しをした登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地

二　命令又は登録の取消しをした年月日

三　命令をした場合にあつては、当該命令の内容

四　その他参考となるべき事項

4　令第五条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　報告を求め、又は立入調査を行つた農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者の氏名又は名称及び住所

二　報告を求め、又は立入調査を行つた年月日

三　報告の徴収又は立入調査の結果

四　その他参考となるべき事項

別記様式第二十号の表面中「遅滞なく」を削り、同様式の裏面及び備考を次のように改める。